

第十三回国会 衆議院 郵政委員會 會議錄 第十九号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長

理事

多田

坪川

吹野

椎熊

土井

出席國務大臣

出席政府委員

郵政事務次官

郵政事務官(簡

易保險局長)

委員外の出席者

郵政事務次官

專門員

專門員

五月二十九日

委員池田正之輔君、大養健君、玉置

實君及び受田新吉君辭任につき、そ

の補欠として松井豊吉君、田中元

君、多田勇君及び土井直作君が議長

の指名で委員に選任された。

五月二十九日

簡易保険及び郵便年金の積立金運用

に関する陳情書外一件(北海道瀬棚

産業振興奨励組合代表瀧澤秀吉一

名)(第二〇五九号)

同外二件(茨城県管谷郵便局長大島

富久雄外二名)(第二〇六〇号)

同(茨城県鹿島郵便局長小池邦)(第

二〇六一号)

同外二件(栃木県郡屋郵便局長白石

孝四郎外二名)(第二〇六二号)

同外二件(千葉県夷隅郡東村長田中

弥壽外五名)(第二〇六三三三)

同外二件(群馬県久保郵便局長堤

順外二名)(第二〇六四四)

同外二件(埼玉県野野郵便局長北條

遠吉外二名)(第二〇六五五)

同外一件(東京都本所吾妻橋郵便局

長井村新一外六名)(第二〇六六六)

同外一件(神奈川県大船局区内深沢

郵便局長和田一外一名)(第二〇六七

号)

同外二件(神奈川県相模川郵便局長江

原林蔵外二名)(第二〇六八八)

同(山梨県北都留郡初狩郵便局長奥

脇賢吾)(第二〇六九九)

同(山梨県富里郵便局長浅川泉)(第

二〇七〇号)

同外一件(兵庫県三原郡瀬列村長高

見久平外一名)(第二〇七一七)

同(広島県沼隈郡千年村長深坂政一

外一名)(第二〇七二二)

同(香川県綾歌郡山田村字長田大空

正行外三百四十九名)(第二〇七三

号)

同外三件(香川県香川郡仏生山町長

田村政外五百五十七名)(第二〇七四

号)

同(愛媛県北宇和郡吉田町長赤松則

義外九名)(第二〇七五五)

同(愛媛県越智郡西伯方村馬越基平

外七十五名)(第二〇七六六)

同(徳島市出来島本町四丁目大川正

簡易保険積立金独立運用再開反対の

陳情書外一件(長野県上伊那郡赤穂

町長宮沢要二郎外二名)(第二〇七八

号)

同(新潟県佐渡郡金沢村長見玉喜平

治)(第二〇七九七)

同外一件(愛媛県幡豆郡平坂町長石

川藤一郎外四名)(第二〇八〇八)

同外一件(石川県石川郡吉野谷村議

会議長徳田次伸外一名)(第二〇八一

号)

同(兵庫県豊岡市長佐川辰夫)(第二

〇八二二)

同外三件(高知県幡多郡三崎町長西

岡恵吉外三名)(第二〇八三三)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

簡易生命保険及び郵便年金の積立金

の運用に関する法律案(内閣提出第

二四〇号)

○尾関委員長 これより郵政委員會を

開會いたします。

簡易生命保険及び郵便年金積立金の

運用に関する法律案を議題とし、質

疑を続けます。質疑はございません

か。——なければ、これにて質疑は終

了いたしました。

これより討論に入ります。討論の通

告がありますので、これを許します。

田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表し

まして、この法案に対して反対するも

のであります。反対の理由は、大蔵省

の資金運用部に握られておつたもの

が、郵政省の方に還元されるというそ

の根本趣旨には賛成でありますけれど

も、問題は、還元された金がいかに使

われるかという点に一切の問題がかか

つておるのであります。昨日の質問

によりまして、それがはつきりわれわ

れが希望し、またそれだけでなくやなら

ないと主張するように、明確に社会保

障制度あるいは庶民の住宅、大きな点

から申しますと、平和産業、福利厚

生、こういう方面に向けられるという

点が強力に出ずして、これが戦前運用

されておりましたような状態から見ま

しても、国家非常時とかいうような客

観的な事態の変化に依りましては、ま

たこれが戦争のために利用されるとい

う危険、その可能性が非常に多分にあ

るのであります。そういう点は、た

とえばこの審議会の問題などでもそう

であります。たとえば第十條第一項

の中で、十人を十三人に改めるとい

う、その三人の委員の増加に見まして

も、これは学識経験者が三人ふえるだ

けであります。実際にこれの運用に

直接関係がある、またどうしても平和

産業あるいは社会の福利厚生のために

使うというものを、強力にまた純粹

に主張するそういう識者、たとえば全

通従業員代表者とか、そういうよう

な人は全然これは入れないのでありま

す。従つてこれはいつも抽象的な文句

では、平和とかあるいは再軍備反対と

かいうようなことを言ひ、まして、実

際上における運営の実態に入る場合に

おきましては、常にこれが戦争の方向

へ向いておることは、すでにわれわれ

は骨の髄まで承知しておる次第であり

まして、そういう点から私たちは明確

に、昨日におきまして、社会保障制

度のみにこれを使うという点をこの條

文に入れるべきであるということをし

張します。ここにかかわらず、それは入れ

ない。ここ以前よりは少し幅が狭くな

つたというように、それを言ひ、それ

ですが、実際にそれは地方公共団体がこれ

しても、あるいは地方公共団体がこれ

を使うという場合におきまして、こ

れは運用の次第によりましては、また

審議会の決定の次第によりましては、

戦争のために使われるという可能性は

多分にあるのであります。そういう意

味から申しまして、どろぼうの持つて

おる金を善人が手に入れるということ

は正しい。しかしその金を善人のため

に使うという明確な線が出ない限り

は、これは賛成することができないの

であります。今までやつて来た実績

からしまして、これは明らかにそうい

う可能性があるのであります。共産

党といつたしましてはこれに賛成するわ

けに行かないのであります。

以上をもつて反対討論といたしま

す。

○尾関委員長 これにて討論は終局い

たしました。

これより採決いたします。本案を原

案の通り可決するに賛成の諸君の起立

を願ひます。

〔賛成者起立〕

○尾関委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決確定いたしました。

なお本案に対する報告書については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○尾関委員長 なければ、さよう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十九分散会

〔参照〕

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕